

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年1月6日（平成28年（行個）諮問第1号）

答申日：平成28年7月19日（平成28年度（行個）答申第73号）

事件名：本人に関する求職管理情報等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成21年特定月日～平成27年特定月日のあいだ特定ハローワークにて保有する審査請求人に関する相談記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年10月1日付け兵労個開第101号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち氏名の部分を除き、これを取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

私は毎日このことが気になる。

黒い部分の所を全部開示してほしい。

その理由は、事実でないことが書かれているかもしれず、もし事実でないことであれば、訂正請求書をそちらで送ってほしい。特定公共職業安定所が一般就職を紹介してくれないので、7年も間が開いている。今後両親が死んだら両親の財産がなく困る。幸せになりたい。

（2）意見書

本件対象保有個人情報のうち別表に掲げる文書1（1）及び（2）並びに文書2（3）、（8）、（10）、（13）、（18）、（19）、（23）、（25）、（29）、（33）、（36）、（37）、（40）、（42）、（48）、（50）、（53）、（54）及び（56）ないし（58）には特定支援機関（担当者）及び特定安定所Bにおける私（審査請求人）の支援状況、

特定事業所における私（審査請求人）の就労状況について、できれば不開示とした部分が開示されても、その人たちの氏名を記載しないで開示してほしい。事実であることや事実でないことが記載されているかもしれない。もし事実であることであれば謝罪する。もし訂正消去ができない場合は開示しなくて良い。

文書2（16）及び（32）、別表に掲げる文書2（1）、（2）、（17）、（21）、（26）、（28）、（34）、（38）、（43）及び（52）にも特定安定所A担当職員の審査請求人（私）に対する所見、支援方針が記載されているが、氏名なしで開示してほしい。

（4）新たに開示する部分、文書2（4）、（6）、（11）、（22）、（27）、（30）、（35）、（39）、（41）、（45）、（49）及び（55）については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとすると記載していたが、できれば上記の全部の番号も開示してほしい。もし訂正消去できない場合は、全部開示しなくて良い。

私の希望は、一般企業で、工場か倉庫で立ち仕事で、早くする仕事である。

（3）追加意見書

① ウ 法14条7号柱書きについて

本件対象保有個人情報のうち別表に掲げる文書1（1）及び（2）並びに文書2（3）、（8）、（10）、（13）、（18）、（19）、（23）、（25）、（29）、（33）、（36）、（37）、（40）、（42）、（48）、（50）、（53）、（54）及び（56）ないし（58）

審査請求人の支援状況及び特定の事業所における審査請求人の就労状況についての部分。

法14条7号柱書きに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているが、審査請求人は、今まで、対人関係でもめたりトラブルを起こしたことはない。もしそのことが記載されていたら消去したい。

提出期限までに審査請求人は意見書を郵送した。

もし、事実が記載されていたら謝罪したいと記載したが、審査請求人自身特定の事業所での就労、支援において、対人関係でもめたりトラブルはない。今まで12社で一般就労していた。一般就労では、対人関係でもめたり、トラブルはない。会社の友達もいた。

② 本件対象保有個人情報のうち別表に掲げる文書2（16）及び（32）

特定安定所Aが特定の事業所の担当者に聴取した応募に関する情報が記載されている。

別表に掲げる文書 2 (1), (2), (17), (21), (26), (28), (34), (38), (43) 及び (52) には, 特定安定所 A の担当職員の審査請求人に対する所見, 若しくは特定安定所 A の審査請求人に関する支援方針が記載されている。

審査請求人の支援方針にどのようなことが記載されているかわからない。

訂正と消去できるなら開示してほしい。

③ (4) 新たに開示する部分について

本件対象保有個人情報のうち, 原処分において不開示とした別表に掲げる文書 2 (4), (6), (11), (22), (27), (30), (35), (39), (41), (45), (49) 及び (55) については, 法 14 条各号に定める不開示情報に該当しないため, 新たに開示することとすると記載されているが, 訂正消去できるなら開示してほしい。

私は, 知的障害者である。発達障害者 (自閉症, 広汎性自閉症), うつ病ではない。ほかの病気はない。薬も飲んでいない。事故もない。

福祉事業所の契約書, 重要事項説明書, 個人情報使用同意書には, 絶対署名となつ印をしたくない。関係機関や第三者や医療機関と連携もしたくない。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し, 法 14 条 2 号, 3 号イ及び 7 号柱書に該当するとして原処分において不開示とした部分のうち, 下記 2 (4) に掲げる部分については新たに開示し, その余の部分については, 不開示を維持することが妥当である。

2 理由

(1) 障害求職者に対する職業指導業務について

公共職業安定所 (以下「安定所」という。) は, 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号。) 5 条の 6 に基づき, 求職の申込みを受理しており, また, 同法 5 条の 7 に基づき, 求職者に対しては, その能力に適合する職業を紹介し, 求人者に対しては, その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

このとき, 担当する職員等が変わる場合であっても, 求職者が一貫した支援を受けられるように, 求職者支援に必要な情報を共有するため, ハローワークシステム等に当該情報を記録することとしている。

(2) 本件対象保有個人情報の特定について

平成 21 年特定月日から平成 27 年特定月日における特定安定所 A が

保有する審査請求人のハローワークシステムに記録された求職管理情報及び障害者求職登録申込書補助紙を本件対象保有個人情報として特定した。

なお、障害者求職登録申込書補助紙とは、安定所に求職登録している障害者ごとに、職業相談等の記録が記載された文書である。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる文書1(1)及び(2)並びに文書2(3),(5),(7)ないし(10),(12)ないし(14),(18)ないし(20),(23)ないし(25),(28),(29),(31),(34),(36)ないし(38),(40),(42),(44),(46)ないし(48),(50),(51),(53),(54)及び(56)ないし(58)には、審査請求人以外の氏名、職名及び相談記録が記載されており、いずれも審査請求人以外の個人に関する情報が含まれている。

当該情報は、法14条2号の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報であることから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イについて

本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる文書2(15)及び(58)には、特定事業所の事業計画及び採用計画が記載されており、特定事業所の事業に関する情報及び従業員確保に関する情報その他人事計画に関する内部情報が含まれている。

当該情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の経営や人材の確保に影響を与える等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書について

本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる文書1(1)及び(2)並びに文書2(3),(8),(10),(13),(18),(19),(23),(25),(29),(33),(36),(37),(40),(42),(48),(50),(53),(54)及び(56)ないし(58)には、特定の支援機関及び特定安定所Bにおける審査請求人の支援状況並びに特定の事業所における審査請求人の就労状況について、特定安定所Aが特定の支援機関等の担当者から提供を受けた若しくは特定の支援機関等の担当者に聴取した内容及びその行為が記載されている。当該情報は、安定所が求職者に対し、障害の態様や求職二

ーズに即した支援を実施するために、支援機関等から提供を受ける若しくは支援機関等に聴取するものであるが、その内容及び行為が直ちに求職者に伝達されるという前提で安定所が支援機関等から提供を受けたり、支援機関等に聴取したりするものではない。このため、当該情報のうち不開示とした部分が開示された場合、今後の職業相談業務に際して、支援機関等が支援対象者の支援状況等について、安定所に率直な情報提供を行いにくくなるなど、支援機関等の十分な協力を得ることが困難となるおそれがあり、また、安定所が支援機関等への対象者の支援状況等の聴取や相談記録への率直な記載を避けるなど、支援に必要な情報が入手及び共有されなくなるおそれがあり、結果として安定所の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法14条7号柱書きに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる文書2(16)及び(32)には、特定安定所Aが特定の事業所の担当者に聴取した応募に関する情報が記載されている。当該情報は、安定所が適格紹介を実施するために、事業所に聴取するものであるが、事業所としても、当該情報が直ちに求職者に伝達されるという前提で安定所に提供するものではない。このため、当該情報のうち不開示とした部分が開示された場合、今後の職業相談業務に際して、事業所が求人者の応募条件等について、安定所に率直な主張や情報提供を行いにくくなるなど、事業所の十分な協力を得ることが困難となり、安定所の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法14条7号柱書きに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる文書2(1)、(2)、(17)、(21)、(26)、(28)、(34)、(38)、(43)及び(52)には、特定安定所Aの担当職員の審査請求人に対する所見若しくは特定安定所Aの審査請求人に関する支援方針が記載されている。当該情報は、障害に対する本人の自己認識と一致しない可能性が高い一方で、安定所としては、求職者に対する職業能力評価等を通じて、求職者の障害に対する理解を促した上で、本人の能力や希望に応じて適格な職業紹介を行わなければならないものである。このため、不開示とした情報が開示された場合、担当職員が記述した所見若しくは特定安定所Aの支援方針の内容が本人の意に沿わない等の場合に、安定所と審査請求人との信頼関係が損なわれ、本人が安定所に来所しなくなるなど、本人に対する継続的な支援を実施できなくなるおそれがあることや、今後の職業相談業務に際し

て、安定所職員が所見若しくは安定所の支援方針の開示の可能性を懸念して、求職者との無用な摩擦を避けるため、率直な記載を避けるなど、支援に必要な情報が共有されなくなるおそれがあり、結果として安定所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法14条7号柱書きに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

本件対象保有個人情報のうち、原処分において不開示とした、別表に掲げる文書2(4)、(6)、(11)、(22)、(27)、(30)、(35)、(39)、(41)、(45)、(49)及び(55)については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「黒い部分の所を全部開示してほしい。その理由は、その理由は事実でないことが書かれているかもしれず」等と主張している。

しかしながら、上記2で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて、開示、不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記2(4)に掲げる情報については新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--|
| ① | 平成28年1月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月19日 | 審議 |
| ④ | 同年2月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年3月1日 | 審査請求人から追加意見書を收受 |
| ⑥ | 同年6月30日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年7月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成21年特定月日～平成27年特定月日のあいだ特定ハローワークにて保有する審査請求人に関する相談記録」に

記録された保有個人情報であり，具体的には，別表の1欄に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとして，不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，不開示とされた部分の開示を求めているところ，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示することとするが，別表の2欄に掲げる情報（諮問庁が新たに開示することとしている部分を除く。）については，法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するため，なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は，意見書において，氏名は開示の必要がないと述べていることから，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分から氏名を除いた部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書番号1（求職管理情報）について

別表の2欄の(1)及び(2)には，特定の支援機関の担当者から特定安定所Aに対し提供された情報が記載されており，当該情報は，求職者に伝達されるという前提で安定所が支援機関から提供を受けたものではなく，これを開示すると，求職者からの相談の処理に当たり，支援機関が支援対象者の支援状況等について，安定所に率直な情報提供を行いにくくなるなど，支援機関の十分な協力を得ることが困難になるとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，当該部分は，これを開示すると，安定所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(2) 文書番号2（障害者求職登録申込書補助紙）について

ア 別表の2欄の(1)，(2)，(17)，(43)及び(52)には，特定安定所Aの担当職員の審査請求人に対する所見が記載されており，これを開示すると，担当職員が記述した所見の内容が本人の意に沿わない等の場合に，安定所と審査請求人との信頼関係が損なわれ，本人が安定所に来所しなくなるなど，本人に対する継続的な支援ができなくなるおそれや，安定所職員が求職者との無用な摩擦を避けるため率直な記載をちゅうちょするなどにより，障害者の態様を適正に把握しその能力・適性に応じた職業相談・職業紹介を行うことが困難となるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，当該部分は，これを開示すると，安定所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ，法14条7号

柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 別表の2欄の(3), (29), (36), (40), (42), (56)及び(57)について

(ア) 平成26年4月11日付け記事欄の1行目1文字目ないし7文字目及び16文字目ないし22文字目, 平成23年12月15日付け記事欄の1行目(27頁12行目)1文字目ないし3文字目及び11文字目ないし13文字目, 同年11月30日付け記事欄の1行目1文字目ないし6文字目及び11文字目ないし16文字目, 同月25日付けあさ記事欄の1行目(32頁23行目)10文字目ないし13文字目, 同日付け記事欄の1行目(32頁30行目)1文字目ないし7文字目及び12文字目ないし14文字目, 同月4日付け記事欄の1行目1文字目ないし3文字目及び12文字目ないし16文字目, 同月24日付け記事欄の1行目1文字目ないし3文字目及び12文字目ないし19文字目, 平成22年10月1日付け事項・記事欄の1行目ないし2行目1文字目及び2行目23文字目ないし25文字目, 同月8日付け事項・記事欄の2行目ないし3行目1文字目及び3行目20文字目ないし22文字目, 平成23年1月7日付け事項欄の1文字目及び2文字目, 同年3月9日付け事項欄の1行目, 平成22年6月30日付け事項・記事欄の1行目ないし2行目1文字目, 2行目22文字目ないし24文字目並びに同年7月13日付け事項欄の1行目1文字目及び2文字目には, 特定安定所Aの担当職員と特定支援機関等の担当者との間でやり取りがあった旨が記載されており, 当該部分は, 特定の個人を識別できる情報ではなく, かつ, これを開示しても, 審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また, 特定の支援機関における審査請求人の支援状況, 又は特定安定所Aの担当職員が特定の支援機関の担当者から聴取した内容等が記載されているわけではなく, これを開示しても, 今後の職業相談業務に際して, 支援機関等が支援対象者の支援状況等について, 安定所に率直な情報提供を行いにくくなるなど, 支援機関の十分な協力を得ることが困難になるおそれがあり, 結果として, 安定所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

(イ) その余の部分には, 特定の支援機関等の担当者から特定安定所Aに対し提供された情報が記載されており, 当該部分は, 上記(1)と同様の理由により, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

ウ 別表の2欄の(5), (7), (9), (12), (14), (20), (24), (31), (44), (46), (47)及び(51)には, 審査請求人以外の氏名, 職名及び相談記録が記載されており, 当該部分は, 法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別できるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに法15条2項による部分開示について検討すると, 相談内容等は, 通常, 他人に知られたくない機微にわたる情報であり, かつ, 当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから, これを開示した場合, 当該個人の権利利益を害するおそれがあり, 部分開示できない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

エ 別表の2欄の(8), (10), (13), (18), (23), (25), (37), (48), (50)及び(54)には, 特定の支援機関の担当者から特定安定所Aに対し提供された情報が記載されており, 当該部分は, 上記(1)と同様の理由により, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

オ 別表の2欄の(15)には, 特定事業所の従業員の確保に関する情報その他人事計画に関する通常秘匿されるべき内部情報が記載されており, 当該部分は, これを開示すると, 特定事業所の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条3号イに該当し, 不開示とすることが妥当である。

カ 別表の2欄の(16)及び(32)には, 特定安定所Aの担当職員が特定事業所の担当者から聴取した応募に関する情報が記載されており, 当該部分は, これを開示すると, 求職者からの相談の処理に当たり, 事業所の十分な協力を得ることが困難になるとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって, 当該部分は, これを開示すると, 安定所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ, 法14条7号柱書きに該当し, 不開示とすることが妥当である。

キ 別表の2欄の(19)について

(ア) 平成24年6月13日付け記事欄の1行目(23頁の16行目)

1文字目ないし5文字目及び9文字目ないし13文字目には, 特定地方公共団体と特定安定所Aとの間でやり取りがあった旨が記載されており, 当該部分は, 上記イ(ア)と同様の理由により, 法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

- (イ) 平成24年6月13日付け記事欄の2行目(23頁の17行目)ないし4行目(23頁の19行目)には、特定地方公共団体から特定安定所Aに伝えられた情報が記載されており、当該部分は、上記(1)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- (ウ) 平成24年6月13日付け記事欄の6行目(23頁の21行目)の1文字目ないし7文字目及び16文字目ないし22文字目には、特定安定所Aの担当職員と特定の支援機関の担当者との間でやり取りがあった旨が記載されており、当該部分は、上記イ(ア)と同様の理由により、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。
- (エ) その余の部分には、特定の支援機関の担当者から特定安定所Aに対し提供された情報が記載されており、当該部分は、上記(1)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- ク 別表の2欄の(21)及び(26)について
- (ア) 平成24年6月8日付け記事欄の1行目1文字目ないし3文字目及び3行目9文字目ないし14文字目並びに同年2月21日付け記事欄の5行目(26頁の31行目)1文字目及び6行目(26頁32行目)5文字目ないし7文字目には、特定安定所A内部、又は特定安定所Aの担当職員と特定労働局の担当職員との間でやり取りがあった旨が記載されており、当該部分には、審査請求人に対する所見、支援方針が記載されているわけではなく、これを開示しても、職業相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。
- (イ) その余の部分には、特定安定所A等の担当職員の審査請求人に関する支援方針が記載されており、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。
- ケ 別表の2欄の(28)について
- (ア) 平成23年12月14日付け記事欄の1行目1文字目ないし3文字目、8文字目ないし14文字目及び3行目には、特定労働局の担当職員と特定安定所Aの担当職員との間でやり取りがあった旨が記載されている。当該部分は、特定の個人を識別できる情報ではなく、かつ、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、当該部分には、審査請求

人に対する所見，支援方針が記載されているわけではなく，これを開示しても，職業相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(イ) その余の部分には，特定安定所Aの担当職員と特定労働局の担当職員の審査請求人に関する支援方針等が記載されており，当該部分は，上記アと同様の理由により，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

コ 別表の2欄の(33)の平成23年12月13日付け記事欄には，特定安定所Aの担当職員と特定安定所Bの担当職員との連絡事項等が記載されており，当該部分は，上記ク(ア)と同様の理由により，法14条7号柱書きに該当せず，開示すべきである。

サ 別表の2欄の(34)及び(38)について

(ア) 平成23年12月5日付け記事欄の1行目11文字目及び12文字目並びに8行目1文字目及び2文字目並びに同年11月25日付け記事欄の1行目1文字目及び2文字目は特定安定所Aの特定役職名であり，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するが，当該部分は，公務員の職であることから同条2号ただし書ハに該当し，また，これを開示しても，求職者からの相談の処理に当たり，支援機関が支援対象者の支援状況等について，率直な情報提供を行いにくなるなど，支援機関の十分な協力を得ることが困難になるおそれがあり，結果として，安定所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条2号ただし書ハに該当し，同条7号柱書きに該当せず，開示すべきである。

(イ) 平成23年12月5日付け記事欄の1行目13文字目ないし15文字目，8行目3文字目ないし5文字目，14行目1文字目ないし6文字目，15行目及び16行目並びに同年11月25日付け記事欄の1行目3文字目ないし5文字目には，特定安定所Aの内部，又は特定安定所Aの担当職員と特定労働局の担当職員との間でやり取りがあった旨が記載されており，当該部分は，上記ケ(ア)と同様の理由により，法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(ウ) その余の部分には，特定安定所A又は特定労働局の審査請求人に関する支援方針が記載されており，当該部分は，上記アと同様の理

由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

シ 別表の2欄の(53)について

(ア) 平成23年7月20日付け記事欄の3行目1文字目ないし28文字目は、特定安定所Aの担当職員に特定安定所Bの担当職員から連絡があった旨が記載されており、当該部分は、上記ケ(ア)と同様の理由により、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 平成23年7月20日付け記事欄の3行目29文字目ないし6行目は、特定安定所Aの担当職員の審査請求人に関する支援方針が記載されており、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) その余の部分には、特定の支援機関の担当者から特定安定所Aに対し提供された情報が記載されており、当該部分は、上記(1)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ス 別表の2欄の(58)について

(ア) 平成22年5月14日付け記事欄の1行目1文字目ないし3文字目、22文字目ないし2行目26文字目、3行目4文字目ないし6文字目並びに12行目及び13行目には、特定事業所における審査請求人の就労状況に係る特定安定所Aの対応が記載されており、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報ではなく、かつ、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、特定事業所の事業計画及び採用計画が記載されているわけではなく、かつ、既に開示されている情報及び審査請求人に対する支援の経緯から推認できる情報であり、これを開示しても、求職者からの相談の処理に当たり、支援機関等が支援対象者の支援状況等について、安定所に率直な情報提供を行いにくくなるなど、支援機関等の十分な協力を得ることが困難となるおそれ、また、安定所が支援機関等への対象者の支援状況等の聴取や相談記録の率直な記載を避けるなど、支援に必要な情報が入手及び共有されなくなるおそれがあり、結果として、安定所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分は、特定安定所Aの担当職員が特定事業所の担当者

から聴取した内容であり，当該部分は，上記（１）と同様の理由により，法１４条７号柱書きに該当し，同条２号及び３号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法１４条２号，３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の４欄に掲げる部分は同条２号，３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条２号，３号イ及び７号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 不開示部分		3 該当条文 (法14条)	4 開示すべき部分
番号	文書名	通頁				
1	求職管理情報	1	なし			—
		2	(1)	平成23年11月25日付け項目内容欄の不開示部分	2号, 7号柱書き	なし
		3ないし10	なし			—
		11	(2)	コメント欄の不開示部分	2号, 7号柱書き	なし
2	障害者求職登録申込書補助紙	12	(1)	平成26年8月11日付け記事欄の不開示部分	7号柱書き	なし
		13	(2)	平成26年5月28日付け記事欄の不開示部分	7号柱書き	なし
		14	(3)	平成26年4月11日付け記事欄1行目, 3行目ないし6行目及び8行目ないし12行目	2号, 7号柱書き	平成26年4月11日付け記事欄の1行目1文字目ないし7文字目及び16文字目ないし22文字目
			(4)	平成26年4月11日付け記事欄2行目及び7行目 (諮問庁が新たに開示することとしている。)		—
		15	(5)	平成26年3月12日付け記事欄1行目ないし8行目, 10行目ないし11行目, 13行目ないし15行目及び17行目ないし22行目並びに平成26年3月19日付け記事欄	2号	なし
			(6)	平成26年3月12日付け記事欄9行目, 12行目及び16行目 (諮問庁が新たに開示することとしている。)		—

16	(7)	記事欄1行目ないし2行目, 4行目ないし9行目, 11行目ないし12行目及び14行目ないし18行目	2号	なし
	(8)	記事欄20行目ないし33行目	2号, 7号柱書き	なし
17	(9)	平成26年2月28日付け記事欄1行目ないし3行目	2号	なし
	(10)	平成26年2月28日付け記事欄5行目ないし13行目及び15行目	2号, 7号柱書き	なし
	(11)	平成26年2月28日付け記事欄4行目及び14行目 (諮問庁が新たに開示することとしている。)		—
18	(12)	記事欄16行目ないし18行目, 30行目ないし32行目及び34行目26文字目ないし35行目	2号	なし
	(13)	記事欄20行目ないし23行目, 25行目ないし26行目, 28行目及び34行目1文字目ないし25文字目	2号, 7号柱書き	なし
19	なし			—
20	(14)	記事欄18行目の不開示部分及び30行目	2号	なし
	(15)	記事欄19行目9文字目ないし20行目	3号イ	なし
	(16)	記事欄21行目ないし23行目	7号柱書き	なし
21	(17)	平成24年8月16日付け記事欄の不開示部分	7号柱書き	なし
	(18)	平成24年9月24日付け記事欄	2号, 7号柱書き	なし
22	なし			—
23	(19)	記事欄16行目ないし19行目及び21行目ないし28行目	2号, 7号柱書き	①平成24年6月13日付け記事欄の1行目(23頁の16行目)1文字目ないし5文字目, 9文字

				目ないし13文字目 ②平成24年6月13日付け記事欄の6行目(23頁の21行目)の1文字目ないし7文字目及び16文字目ないし22文字目
24	(20)	記事欄1行目ないし3行目, 5行目ないし7行目, 9行目ないし10行目, 12行目ないし13行目及び15行目ないし19行目	2号	なし
	(21)	記事欄21行目ないし26行目	7号柱書き	平成24年6月8日付け記事欄の1行目1文字目ないし3文字目及び3行目9文字目ないし14文字目
	(22)	記事欄4行目, 8行目及び11行目 (諮問庁が新たに開示することとしている。)		—
25	(23)	記事欄8行目ないし12行目	2号, 7号柱書き	なし
	(24)	平成24年3月21日付け記事欄及び平成24年5月18日付け記事欄	2号	なし
26	(25)	平成24年1月12日付け記事欄1行目ないし4行目及び6行目並びに平成24年2月21日付け記事欄1行目ないし3行目	2号, 7号柱書き	なし
	(26)	平成24年2月21日付け記事欄5行目ないし9行目	7号柱書き	平成24年2月21日付け記事欄の5行目

				(26頁の 31行目) 1文字目及 び6行目 (26頁3 2行目)5 文字目ない し7文字目
	(27)	平成24年1月12日付 け記事欄5行目及び平成 24年2月21日付 け記事欄4行目 (諮問庁が新たに開示す ることとしている。)		—
27	(28)	平成23年12月14日 付け記事欄1行目及び3 行目ないし9行目並びに 平成23年12月26日 付け記事欄の不開示部分	2号, 7 号柱書き	平成23年 12月14 日付け記事 欄の1行目 1文字目な いし3文字 目, 8文字 目ないし1 4文字目及 び3行目
	(29)	平成23年12月15日 付け記事欄及び平成23 年12月21日付け記事 欄	2号, 7 号柱書き	平成23年 12月15 日付け記事 欄の1行目 (27頁1 2行目)1 文字目ない し3文字目 及び11文 字目ないし 13文字目
	(30)	平成23年12月14日 付け記事欄2行目 (諮問庁が新たに開示す ることとしている。)		—
28	(31)	平成23年12月12日 付け記事欄8行目の不開 示部分及び11行目14 文字目ないし16文字目	2号	なし
	(32)	平成23年12月12日 付け記事欄9行目ないし 11行目11文字目及び 13行目	7号柱書 き	なし
	(33)	平成23年12月13日 付け記事欄	7号柱書 き	平成23年 12月13

				日付け記事欄
29	(34)	平成23年12月5日付け記事欄1行目, 3行目ないし5行目, 8行目ないし12行目, 14行目ないし15行目及び17行目	2号, 7号柱書き	①平成23年12月5日付け記事欄の1行目11文字目及び12文字目並びに8行目1文字目及び2文字目 ②平成23年12月5日付け記事欄の1行目13文字目ないし15文字目, 8行目3文字目ないし5文字目, 14行目1文字目ないし6文字目, 15行目及び16行目
	(35)	平成23年12月5日付け記事欄2行目, 6行目ないし7行目, 13行目及び16行目 (諮問庁が新たに開示することとしている。)		—
	30	(36)	平成23年11月30日付け記事欄及び平成23年12月1日付け記事欄	2号, 7号柱書き
31	(37)	記事欄1行目ないし6行目及び12行目	2号, 7号柱書き	なし
	(38)	記事欄8行目ないし10行目, 13行目ないし24行目, 26行目ないし27行目及び29行目な		①平成23年11月25日付け記事欄の1行

		いし 3 5 行目		目 1 文字目 及び 2 文字 目 ②平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日付け記 事欄の 1 行 目 3 文字目 ないし 5 文 字目
	(39)	記事欄 2 5 行目及び 2 8 行目 (諮問庁が新たに開示す ることとしている。)		—
3 2	(40)	記事欄 1 行目ないし 4 行 目, 6 行目ないし 1 8 行 目, 2 2 行目ないし 2 8 行目及び 3 0 行目ないし 3 5 行目	2 号, 7 号柱書き	平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日付けあさ 記事欄の 1 行目 (3 2 頁 2 3 行 目) 1 0 文 字目ないし 1 3 文字 目, 平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日付け 記事欄の 1 行目 (3 2 頁 3 0 行 目) 1 文字 目ないし 7 文字目及び 1 2 文字目 ないし 1 4 文字目
	(41)	記事欄 5 行目 (諮問庁が新たに開示す ることとしている。)		—
3 3	(42)	平成 2 3 年 1 1 月 4 日付 け記事欄 1 行目及び 3 行 目ないし 6 行目並びに平 成 2 3 年 1 1 月 2 4 日付 け記事欄	2 号, 7 号柱書き	平成 2 3 年 1 1 月 4 日 付け記事欄 の 1 行目 1 文字目ない し 3 文字目

				及び12文字目ないし16文字目,平成23年11月24日付け記事欄の1行目1文字目ないし3文字目及び12文字目ないし19文字目
	(43)	平成23年11月8日付け記事欄の不開示部分及び平成23年11月22日付け記事欄の不開示部分	7号柱書き	なし
34	(44)	記事欄1行目ないし2行目,4行目ないし6行目及び21行目ないし23行目	2号	なし
	(45)	記事欄3行目 (諮問庁が新たに開示することとしている。)		—
35	(46)	平成23年10月21日付け記事欄	2号	なし
36	(47)	事項欄35行目並びに記事欄1行目ないし10行目及び35行目ないし36行目	2号	なし
	(48)	事項欄28行目ないし29行目並びに記事欄12行目ないし16行目,18行目ないし22行目及び29行目ないし33行目	2号,7号柱書き	なし
	(49)	記事欄11行目及び17行目 (諮問庁が新たに開示することとしている。)		—
37	(50)	平成23年7月29日付け記事欄	2号,7号柱書き	なし
	(51)	平成23年8月9日付け記事欄及び平成23年8月11日付け記事欄	2号	なし
38	(52)	平成23年7月12日付け記事欄の不開示部分	7号柱書き	なし

	(53)	平成23年7月13日付け記事欄，平成23年7月20日付け記事欄及び平成23年7月22日付け記事欄	2号，7号柱書き	平成23年7月20日付け記事欄の3行目1文字目ないし28文字目
39	(54)	平成23年5月20日付け記事欄1行目，3行目ないし13行目及び15行目ないし17行目，平成23年6月3日付け事項欄及び記事欄，平成23年6月20日付け事項欄及び記事欄並びに平成23年6月27日付け事項欄及び記事欄	2号，7号柱書き	なし
	(55)	平成23年5月20日付け記事欄2行目及び14行目 (諮問庁が新たに開示することとしている。)		—
40	なし			—
41	(56)	平成22年10月1日付け記事欄，平成22年10月8日付け記事欄，平成23年1月7日付け事項欄及び記事欄，平成23年3月9日付け事項欄及び記事欄並びに平成23年5月18日付け記事欄の不開示部分	2号，7号柱書き	平成22年10月1日付け事項・記事欄の1行目ないし2行目1文字目及び2行目23文字目ないし25文字目，平成22年10月8日付け事項・記事欄の2行目ないし3行目1文字目及び3行目20文字目ないし22文字目，平成23年1月7日付け事項欄の1文字目及び2文字目，平

				成23年3月9日付け事項欄の1行目
42	なし			—
43	(57)	平成22年6月30日付け記事欄並びに平成22年7月13日付け事項欄及び記事欄	2号, 7号柱書き	平成22年6月30日付けの事項・記事欄の1行目ないし2行目1文字目, 2行目22文字目ないし24文字目並びに平成22年7月13日付けの事項欄の1行目1文字目及び2文字目
44	(58)	平成22年5月14日付け記事欄	2号, 3号イ, 7号柱書き	平成22年5月14日付けの記事欄の1行目1文字目ないし3文字目, 22文字目ないし2行目26文字目, 3行目4文字目ないし6文字目並びに12行目及び13行目
45	なし			—
46	(59)	不開示部分	開示請求対象外	—

※ 対象文書にページ番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号2の1枚目ないし46枚目に1頁ないし46頁と付番したものを「頁」として記載している。